

令和 2 年 8 月 21 日

保 護 者 殿

はるゆめこども園
園長 植村和美

台風接近時の暴風警報発令時等における園児の登園について

残夏の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

みだしの件につきまして、暴風警報発令時における園児の登園について下記のとおり中城村役場より周知がありましたのでお知らせ致します。

記

1. 暴風警報が発令された場合は、各施設は「休園」となります。
2. 暴風警報が解除になった場合は、下記のと通りの対応となります。

①午前 6 時までに解除された場合
通常保育となります。

②午前 7 時までに解除された場合
午前 9 時より登園となります。

③午前 7 時から正午までに解除となった場合
午後 1 時より登園となります。

※昼食はありませんので、済ませてから登園するようお願い致します。

④暴風警報の解除が、正午以降の場合
こども園は休園となります。